平成２３年（フ）第２００９号
大阪府枚方市東牧野町16番18号
破産者　有限会社光明設備
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８１８号
大阪市東淀川区西淡路２丁目14番４号
破産者　文修堂印刷株式会社
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２２０号
大阪市天王寺区生玉町６番３号
破産者　麿株式会社
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３４７号
大阪市生野区桃谷２丁目２番１号
破産者　有限会社たつ已
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９５９号
大阪市北区梅田１丁目11番４－Ｂ200号　大阪駅前第４ビル地下２階
破産者　有限会社オファー
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１５７号
滋賀県彦根市松原町字網代口1435番地78
破産者　株式会社びわ湖倶楽部
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７０２号
大阪市西淀川区歌島２丁目10番32号
破産者　有限会社アールキック
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８４３号
大阪市西区西本町１丁目13番36号
破産者　株式会社ファイブ
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９４７号
大阪府守口市金田町１丁目46番１号
破産者　有限会社中野商店
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９６２号
大阪府吹田市垂水町３丁目８番28号
破産者　株式会社インテリア久保
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０２６号
大阪市北区西天満５丁目11番22―1001号
破産者　株式会社俵屋
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７８号
兵庫県伊丹市森本１丁目８番地の20
破産者　有限会社秀工業
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第８５１号
兵庫県西宮市高松町11番２―103号
破産者　株式会社デバイスデザインズ
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第７号
兵庫県尼崎市塚口本町１丁目28番11号
破産者　有限会社ウオールワークス
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２２８号
兵庫県西宮市西福町15番24号
破産者　株式会社共和
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３７２号
大阪市西区立売堀４丁目６番20号戎阿波座ビル２Ｆ３
破産者　株式会社ベネフィット
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３７３号
大阪市西区靱本町３丁目９番９―303号
破産者　有限会社エムイーエル
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１４８号
兵庫県姫路市八代747番地の４
破産者　有限会社アーテツク
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３９号
和歌山県日高郡美浜町大字吉原706番地の７
破産者　有限会社華端建設
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２４年（フ）第５３１号
熊本市東区上南部３丁目30番47号
破産者　東石油株式会社
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第９０号
北海道岩見沢市大和１条３丁目５番11号
破産者　有限会社ヤマト屋フーズ
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１２６号
岩手県北上市中野町１丁目７番29号
破産者　アクト建設工業株式会社
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第３３３号
東京都日野市万願寺３丁目１番地の11
破産者　株式会社アイ・ネット
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部